

# 重要事項説明書

吹田市医師会立訪問看護ステーションが提供する訪問看護について、事前に知っていただきたいと思います内容を下記に記します。この内容は重要ですので十分ご理解いただけるようお願いいたします。

この「重要事項説明書」は

(訪問看護)吹田市介護保険法施行条例(平成25年吹田市条例第7号)第3条に定める指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(介護予防訪問看護)吹田市介護保険法施行条例(平成25年吹田市条例第7号)第5条に定める指定介護予防サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準を示します。サービス提供契約締結に際してご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1. 指定内容

指定事業者名	一般社団法人 吹田市医師会
代表者名	会長 御前治
所在地	吹田市出口町19-2 市立保健会館内
事業所名	吹田市医師会立訪問看護ステーション
介護保険事業者番号	2761690029
開設年月日	平成7年5月8日
所在地	吹田市津雲台4-1-13
電話番号	06-6872-1105
管理者の職・氏名	看護師 新田美和子

## 2. 事業の目的

在宅療養者に対し、心身機能の維持回復と生活の質を確保するため看護師を派遣して訪問看護を提供することを目的とします。

## 3. 運営の方針

利用者が要介護状態もしくは要支援状態にあっても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき住み慣れた社会や家庭で安心した療養生活が送れるよう、保健・福祉・医療との綿密な連携を図りながら、吹田市医師会会員と協力して事業を運営します。

#### 4. 職員の配置（令和6年6月現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師	2名	10名
事務職員		1名

#### 5. 事業実施区域 吹田市

#### 6. 営業日および営業時間

営業日：月曜日から金曜日まで

ただし、祝日および12月29日から1月3日は休業とします。

営業時間：午前9時から午後5時まで

#### 7. 相談窓口

サービス内容についての相談、利用時間の変更や料金の支払方法等についての相談を受け付けています。

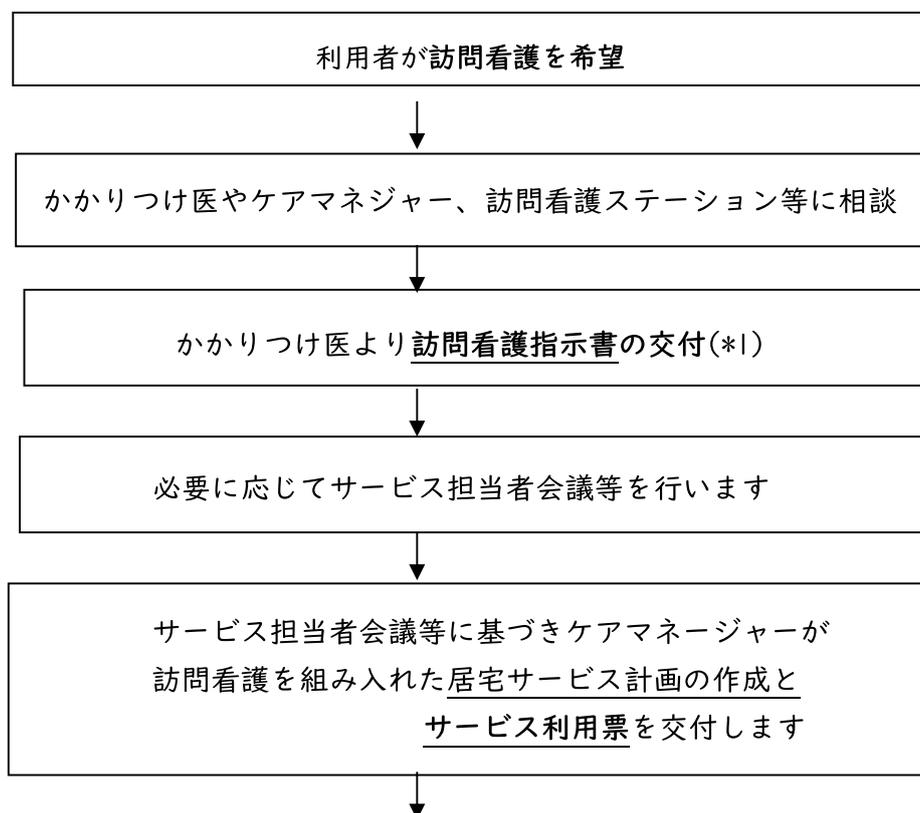
受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

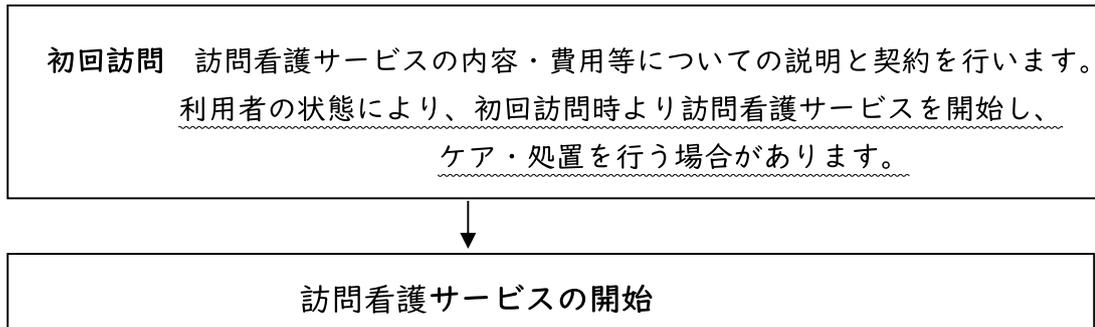
電話番号 06-6872-1105

ファックス番号 06-6872-1199

担当責任者 新田 美和子

#### 8. サービス開始までの流れ





(\*1) 訪問看護指示書の交付

訪問看護サービスをご利用にあたり必ず必要なものです。  
 かかりつけ医で普段の診察料以外に文書発行料のご負担を  
 いただきます。

9. サービスの内容

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画・報告書の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。また  また定期的に主治医へ報告を行い、綿密な連携を図ります。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 入浴、清拭、洗髪などによる清潔保持 ③ 体位変換や食事および排泄など日常生活の介助 ④ 床ずれの予防及び処置 傷の手当など ⑤ リハビリテーション ⑥ 看取りのケア（ターミナルケア） ⑦ 認知機能低下やそれに伴う身体・生活支障に対する支援 ⑧ 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供 ⑨ 療養生活や介護方法等ご家族・介護者の看護に関する相談や指導 ⑩ 点滴やカテーテルなどの医療器具の管理 ⑪ その他 主治医の指示に基づく必要な看護 ⑫ 介護予防訪問看護（口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能など）

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 利用者または家族の通院介助・救急車への同乗
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

## 10. 利用料金と支払方法

介護保険に該当するのか、医療保険に該当するのかは、年齢・病名などにより異なります。介護保険と医療保険は特別な場合を除き併用することはできません。詳しい金額等は末尾に記載しています。

### <介護保険>

一回の訪問時間により利用料金が定められています。利用料は「単位」で表されており、地域毎に決められた1単位の単価を乗じて計算されます。

（吹田市は令和6年6月現在 1単位=10.84円・4級地）

毎月1日から月末までの利用実績の合計単位数に単位単価を乗じた総額のうち利用者の負担割合に応じた金額を負担いただきます。また介護保険以外に該当する費用につきましては実費を負担いただきます。

#### ※ 介護保険以外の費用

- ① オムツ代等
- ② 利用者の希望による居宅サービス計画に含まれない訪問看護サービスの利用については実費をご負担いただきます。

### <医療保険>

一回の訪問時間は利用者の状態に応じて30分から90分以内とします。

保険利用分については利用者の加入保険の負担率に応じて、また医療保険に該当しないものの費用についてはその実費を負担いただきます。

毎月1日から月末までの保険利用分合計の負担額と保険以外にかかる費用の合計を負担いただきます。

#### ※ 医療保険以外の費用

- ① オムツ代等
- ② 休日訪問・時間延長
 

休日訪問	2000円/60分
1回の訪問で2時間を超えたとき	1000円/30分
- ③ 深夜の緊急訪問時の交通費や長時間にわたる駐車料金など必要に応じて実費を請求させていただく場合があります。

その他の費用について（介護保険・医療保険共通）

エンゼルケア （死後の整え）	指定訪問看護と連続して行う死後の処置ご希望の場合 20000円（外税）（保険外サービス）を申し受けます。 ※このサービスは指定訪問看護とは別のサービスとなります
-------------------	--

<お支払方法>（介護保険・医療保険共通）

毎月1日から月末までの利用合計金額を先にご契約いただいた口座振替指定銀行から指定日（翌月末）に引き落とし、または翌月初旬に現金で一括徴収し、領収書を発行します。なお、振込での支払いを希望される場合は、当訪問看護ステーションが指定する銀行口座へ振込みいただきます。

また、1ヶ月以上の長期にわたる入院や施設への入所の際は家人様へ利用料金の請求をさせていただき、振込みをお願いすることがあります。

なお、振込みの際必要な振込手数料は利用者または家人様で負担いただきます。

1.1. 訪問のキャンセルについて

利用者もしくは家人の都合等により訪問看護サービスのキャンセルについては、キャンセル料はいただきません。ただし事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

また、気象状況等で著しく危険度の高い警報等が発表された場合は事務所から訪問看護サービスをキャンセルさせていただく場合があります。

1.2. 緊急時の対応

<営業時間内>

事務所へ連絡ください。担当看護師へつなぐと共に状況に応じて主治医へ連絡し、指示を受け必要な処置を講じます。

<営業時間外>

緊急時訪問看護加算（介護保険）および24時間対応体制加算（医療保険）を契約している利用者は予めお渡しする夜間・休日対応の連絡先に連絡ください。当番看護師が対応し、主治医への連絡や救急の対応など必要な処置を講じます。

1.3. 営業時間外の対応

営業時間外は事務所の留守番電話対応となります。利用者名と状況をお話下さい。翌営業日に対応いたします。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

#### 14. 契約の期間

契約の日より訪問看護サービスを開始いたします。利用者もしくは当訪問看護ステーションより別段の申し出が無い限り継続いたします。

#### 15. 契約の解除

利用者はいつでも契約の解除を申し入れることができます。

また、利用者もしくは家人の著しい不信行為があるなどの理由により訪問看護の提供を継続することが困難となったときには相当の期間を定めて当訪問看護ステーションからも契約の解除を申し入れることができます。

#### 16. 契約の終了

以下のいずれかに該当するときは契約の終了とします。

- ① 利用者から、もしくは当訪問看護ステーションから契約解除の申し入れがあったとき
- ② 利用者が介護保険施設・地域密着型施設・特定施設等に入所したとき
- ③ 利用者が3ヶ月以上にわたる長期入院をされたとき
- ④ 利用者が死亡されたとき

#### 17. 秘密の保持

業務上知り得た利用者および家人の秘密は、正当な理由無く第三者に漏洩することのないよう細心の注意を払って管理いたします。この義務は契約終了後および当訪問看護ステーションの従業員が退職等の理由により従業員でなくなった後も継続します。

ただし、個人情報使用同意書に記載されている内容に関してはその限りではありません。

#### 18. 家族等への連絡

希望される場合は利用者に行う連絡と同様の通知を家族へも行います。

#### 19. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

**虐待防止・身体拘束等の適正化及び虐待防止責任者(担当者)氏名新田美和子**

- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する

等の必要な措置を講じます。

- (5) 事業所がご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。  
やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

## 20. 衛生管理等

- (1) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 21. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 22. サービス利用上の禁止行為について

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要がないことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触

- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑭ その他前各号に準ずる言動を行うこと

### 23. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

加入している損害保険      社団法人全国訪問看護事業協会  
訪問看護事業補償制度

### 24. 身分証明書の携帯

看護師は身分証明書を携帯し、初回訪問時および利用者や家人から求められたときは提示いたします。

### 25. 記録の保管

- ① 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する諸記録を整備し、訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕の記録については当該計画に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、または取得した日から五年間は保存するものとする。
- ② 利用者および家人に限り、記録の閲覧および実費を支払っての写しを請求することができます。

### 26. 学生実習について

当事業所は看護学生の実習を受け入れております。予めご了承いただいた上で訪問時に看護学生が同行させていただく場合がございます。

### 27. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じたときには、利用者にその内容を

書面または口頭にてお知らせします。

## 28. 相談または苦情等の対応

- ① 利用者はいつでも相談窓口で相談または苦情を申し立てることができます。
- ② 利用者は法令等に従い、市町村もしくは国民健康保険団体連合会等の窓口にも苦情を申し立てることができます。
- ③ 利用者が前項の苦情申し立てを行ったときでも、これを理由に利用者から不利益をもたらすことはありません。

### ④ 苦情・相談窓口

吹田市医師会立訪問看護ステーション

住 所：吹田市津雲台4丁目1-13

電話番号：06-6872-1105

吹田市役所 高齢福祉室

住 所：吹田市泉町1-3-40

電話番号：06-6384-1231（代表）

大阪府国民健康保険団体連合会

住 所：大阪府中央区常磐町1-3-8

電話番号：06-6949-5309

以上

附則 平成26年4月 介護保険・医療保険改定のため一部変更  
平成26年6月 事務所移転のため一部変更  
平成26年10月 職員の入職のため一部変更  
平成27年4月 介護保険改定のため一部変更  
平成27年6月 代表者の交代及び職員の入職のため一部変更  
平成29年11月 実地指導により一部変更  
令和6年6月 介護保険・診療報酬改定により一部変更  
令和6年7月 運営指導により一部変更

以下余白



<介護保険単位表>

利用者および家人の希望、かかりつけ医の指示による処置、ケアマネージャーの作成するサービス計画、訪問看護師が作成する訪問看護計画の内容により訪問の回数や1回の利用時間が決まります。

	介護 1-5	予防（支援 1.2）
20分未満	314 単位/回	303 単位/回
30分未満	471 単位/回	451 単位/回
30分以上 1時間未満	823 単位/回	794 単位/回
1時間以上 1時間30分未満	1128 単位/回	1090 単位/回
○ *1) サービス提供体制強化加算 I	6 単位/回	6 単位/回
× *2) 看護体制強化加算 II	200 単位/月	100 単位/月
緊急時訪問看護加算 I（希望者のみ）	600 単位/月	600 単位/月
特別管理加算 I	500 単位/月	500 単位/月
特別管理加算 II	250 単位/月	250 単位/月
早朝・夜間加算（18時～22時・6時～8時）	25%加算	
深夜加算（22時～翌6時）	50%加算	
長時間訪問看護加算	300 単位/回	
初回加算	350 単位（退院・退所日当日の訪問）	
	300 単位（初回訪問月・介護度アップなど）	
退院時共同指導加算	600 単位/回	
複数名訪問看護加算（30分未満）	254 単位/回（看護師）	201 単位/回（補助者）
複数名訪問看護加算（30分以上）	402 単位/回（看護師）	317 単位/回（補助者）
ターミナルケア加算	2500 単位	
看護・介護職員連携強化加算	250 単位/月	

\*1) サービス提供体制加算

サービスの質が一定以上に保たれた事業所と判断するために定められた諸条件を満たした事業所が加算することのできる制度。

従業員の研修計画がある、定期的に会議を行っている、看護師の継続勤務年数などの基準があります。

\*2) 看護体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準の全てを満たしている事業所が都道府県知事に

届出を行うことにより算定できる加算で、医療ニーズの高い利用者の訪問看護提供体制を強化した制度です。

算定する月の前6ヶ月間に緊急訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%、

特別管理加算を算定した利用者の割合が20%且つ算定する月の前12ヶ月間にターミ

ナルケア加算を算定した利用者が規定数以上いることが条件となります。

<医療保険金額表>

利用者および家人の希望、かかりつけ医の指示による処置、訪問看護師の作成する訪問看護計画などにより訪問の回数などを相談いたします。

基本療養費	週 3 日まで	5550 円/日
	週 4 日以上	6550 円/日
	外泊日	8500 円
管理療養費	初日	7670 円/日
	2 日目以降	3000 円/日
24 時間対応体制加算 (希望者のみ)		6800 円/月
特別管理加算	I (重症度が高い利用者)	5000 円/月
	II (上記以外)	2500 円/月
難病等複数回訪問	1 日 2 回の訪問	4500 円/日
	1 日 3 回以上の訪問	8000 円/日
退院時共同指導加算 (2 回まで算定可能)		8000 円/回
特別管理指導加算		2000 円/回
退院支援指導加算 (厚生労働大臣が定める長時間訪問) (上記以外の場合)		8400 円/回 6000 円/回
在宅患者連携指導加算 (月 1 回限り)		3000 円/月
在宅患者緊急時カフアレシ加算 (月 2 回まで)		2000 円/回
長時間訪問看護加算		5200 円/回
緊急時訪問看護加算(月 1 4 日目まで)		2650 円/回
(月 1 5 日目以降)		2000 円/回
情報提供療養費		1500 円/月
複数名訪問看護加算	看護師の場合	4500 円/週 1 回
	准看護師の場合	3800 円/週
	看護補助者の場合	3000 円/週 3 回
夜間・早朝訪問看護加算(18 時～22 時・6 時～8 時)		2100 円/回
深夜訪問看護加算		4200 円/回
乳幼児加算 (3 歳未満)		500 円/日
幼児加算 (3 歳以上 6 歳未満)		500 円/日
訪問看護ターミナル療養費		25000 円
外泊時 (訪問看護療養費Ⅲ)		8000 円/日

## 介護保険サービス加算確認書及び見積もり（介護）

月・火・水・木・金

： から ： まで週1・2・3回の訪問看護を行う予定として、

	20分未満	314 単位/回	単位/週
	30分未満	471 単位/回	単位/週
	30分以上1時間未満	823 単位/回	単位/週
	1時間以上1時間30分未満	1128 単位/回	単位/週
○	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6 単位/回	単位
		週合計単位	単位
		①月合計単位	単位
×	看護体制強化加算Ⅱ	200 単位/月	0 単位
	緊急時訪問看護加算：希望者のみ	600 単位/月	単位
	特別管理加算Ⅰ：決められた医療管理（ ）	500 単位/月	単位
	特別管理加算Ⅱ：決められた医療管理（ ）	250 単位/月	単位
	早朝・夜間加算（18時～22時・6時～8時）	25%加算	単位
	深夜加算（22時～翌6時）	50%加算	単位
	長時間訪問看護加算：特別管理加算を算定し、かつケアが90分を超えた場合加算	300 単位/回	単位
	初回加算：訪問開始・再開 などの際に加算 ※退院・退所日の訪問の際は350 単位	350 単位（1回） 300 単位（1回）	単位
	退院時共同指導加算：退院前に病院や施設で退院後の生活に向けての話し合い及び指導が行われた際に加算	600 単位/回	単位
	複数名訪問看護加算（30分未満）（看護師）	254 単位/回	単位
	複数名訪問看護加算（30分以上）（看護師）	402 単位/回	単位
	ターミナルケア加算：死亡前14日間に2回以上のターミナルケアを行った場合に加算	2500 単位	単位
	看護・介護職員連携強化加算	250 単位/月	単位
		②月一度算定	単位
		①+②	単位
		×10.84	円
	お支払額の目安	1割・2割・3割	円

### ※その他の費用

交通費：かかりません

キャンセル料：かかりません

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより、変動しますことご了承ください。

## 介護保険サービス加算確認書及び見積もり（予防）

月・火・水・木・金

： から ： まで週1・2・3回の訪問看護を行う予定として、

	20分未満	303 単位/回	週	単位
	30分未満	451 単位/回	週	単位
	30分以上   1時間未満	794 単位/回	週	単位
	1時間以上   1時間30分未満	1090 単位/回	週	単位
○	サービス提供体制強化加算 I	6 単位/回		単位
		週合計単位		単位
		①月合計単位		単位
×	看護体制強化加算 II	100 単位/月		0 単位
	緊急時訪問看護加算：希望者のみ	600 単位/月		単位
	特別管理加算 I：決められた医療管理（ ）	500 単位/月		単位
	特別管理加算 II：決められた医療管理（ ）	250 単位/月		単位
	早朝・夜間加算（18時～22時・6時～8時）	25%加算		単位
	深夜加算（22時～翌6時）	50%加算		単位
	長時間訪問看護加算：特別管理加算を算定し、かつケアが90分を超えた場合加算	300 単位/回		単位
	初回加算：訪問開始・再開他の際に加算	350 単位（1回）		単位
	退院時共同指導加算：退院前に病院で退院後の生活に向けての話し合いおよび指導が行われた際に加算	600 単位/回		単位
	複数名訪問看護加算（30分未満）	254 単位/回		単位
	複数名訪問看護加算（30分以上）	402 単位/回		単位
	ターミナルケア加算：死亡前14日間に2回のターミナルケアを行った場合に加算	2000 単位		単位
	看護・介護職員連携強化加算	250 単位/月		単位
		週合計単位		単位
		月合計単位		単位
		×10.84		円
	お支払額の目安	1割・2割・3割		円

### ※その他の費用

交通費：かかりません

キャンセル料：かかりません

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより、変動しますこと、ご了承ください。



# 重要事項説明書受領書・加算合意書

重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領し  
各種加算に同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

代理人 住所： \_\_\_\_\_  
(家人)

氏名： \_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

緊急連絡先 氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

携帯電話番号： \_\_\_\_\_

事業者名 一般社団法人 吹田市医師会  
吹田市医師会立訪問看護ステーション  
住 所 吹田市津雲台4丁目1-13  
代表者名 御 前 治

説明を行った看護師：

〈令和6年7月改訂版〉

# 重要事項説明書受領書・加算合意書

重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領し  
各種加算に同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

代理人 住所： \_\_\_\_\_  
(家人)

氏名： \_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

緊急連絡先 氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

携帯電話番号： \_\_\_\_\_

事業者名 一般社団法人 吹田市医師会  
吹田市医師会立訪問看護ステーション  
住 所 吹田市津雲台4丁目1-13  
代表者名 御 前 治

説明を行った看護師：